

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会  
女性の防犯検討会議

議 事 録

日 時：平成29年10月4日（水）午後1時30分開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階 3号会議室

## 1. 開 会・地域振興部長挨拶

○事務局（池田区政課長） 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻より少し早いのですが、皆さんがおそろいになりましたので、ただいまから、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会の第1回女性の防犯検討会議を開催いたします。

私は、札幌市市民文化局地域振興部区政課長の池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

後ほどご説明をさせていただきますけれども、この会議につきましては、本年8月22日に開催されました札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会におきまして、部会として設置することが承認されまして、このたびの設置に至っております。

本日は、設置後初めての開催となりますので、しばらくの間、私が審議会の進行をさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、札幌市市民文化局地域振興部長の槇から、一言、ご挨拶を申し上げます。

○槇市地域振興部長 皆様、お疲れさまです。

札幌市市民文化局地域振興部長をしております槇と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、まことに忙しいところ、第1回女性の防犯検討会議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶をさせていただきますと思います。

この会議につきましては、ただいまご説明がありましたように、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会におきまして、審議会の部会として設置することになったものでございます。

委員には、この審議会の委員でいらっしゃいます5名の方に加えまして、新たに臨時委員といたしまして4名の方に就任いただいているところでございます。委員の皆様方におかれましては、ぜひ札幌市の防犯対策につきましてお力添えをいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、札幌市の犯罪情勢についてでございますけれども、後ほど担当から詳しく説明させていただきますが、いわゆる一般刑法犯の認知件数は年々減少している状況である一方、女性を対象とした犯罪被害が後を絶たない状況になっております。ことしの8月には、西区におきまして、タオルを使って女子高生を狙った傷害事件が連続して発生したということがありました。また、先日、新聞に出ておりましたけれども、今月に入りまして、女性が体をさわられるなどの強制わいせつ事件が相次いで発生しているということで、地域の皆様にとっては大変大きな不安を抱かれている状況ではないかと考えております。

札幌市におきましては、各種防犯の取り組みを計画的に推進しているところでございま

すが、このような女性の犯罪被害を防止するための対策の強化を目的としまして、女性の意見を取り入れた女性のための防犯対策を展開すべく、この会議を設置することになったものでございます。

本日は初回でございますので、札幌市における取り組みなどについてのご説明を事務局からさせていただく部分が多くなると思いますけれども、委員の皆様には、ぜひ、さまざまな見地から、女性が犯罪被害に遭うことを防ぐためにどのようなことができるのか、ぜひご意見、ご提言をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（池田区政課長） ありがとうございます。

槇につきましては、この後、公務がございますので、本日はここで退席させていただきたいと思っております。

〔地域振興部長は退席〕

○事務局（池田区政課長） 続きまして、本日、机上に配付させていただいております資料の確認並びに留意事項についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、座席表、次第、委員名簿、それから、資料1-1としまして、札幌市の取り組みと女性の防犯検討会議についてというものがあります。それから、資料1-2は、第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の概要です。それから、資料2の札幌市内の犯罪情勢、資料3の札幌市における女性の犯罪被害防止に向けた取り組みについてとなっております。

続きまして、留意事項でございますけれども、本審議会は、公開となっております、議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきたいと思っております。そのため、ご発言される場合は、お手元のハンドマイクを必ずお使いいただきますようお願いいたします。

また、会議の進行中に、例えば、過去の事例などに基づく発言などが仮に公開された場合、犯罪被害者が特定されるなど2次被害につながることもあるので、その部分については非公開とすることがふさわしいと考えます。仮にそういったご発言をされるときは、その前に、その旨を申し出ていただくことで発言の部分を非公開として、傍聴されている方々にもご退場いただくこととなりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（池田区政課長） それでは、そのような取り扱いをさせていただきたいと思っております。

それから、臨時委員の皆様への委嘱でございますが、まことに勝手ながら、臨時委員の皆様のお手元の委嘱状の配付にてかえさせていただきます。

留意事項の説明につきましては、以上でございます。

本日は9名全員がご出席されておまして、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり

等審議会規則第5条第3項に基づく定足数を満たしておりますので、この会議は成立しておりますことを申し添えさせていただきます。

## 2. 自己紹介

○事務局（池田区政課長） それでは、次第の2番目ですが、本日は第1回目でございますので、各委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと存じます。

皆様のご専門や取り組み等の詳細につきましては、後ほどお話しいただく機会もあると思いますので、この場では、お名前とご所属をお伝えいただければと思います。

名簿をご参照いただきながら、異委員から順にお願いいたします。

○異委員 公募委員の異佳子と申します。

仕事では間行政書士をしております、社会活動として、市民団体をつくって子育ての支援を行っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○行方委員 公益社団法人札幌消費者協会の行方と申します。

日ごろは、仕事はとっくにやめております、役員としてさまざまなことに携わっております。よろしくお願いいたします。

○馬場委員 馬場暁子と申します。

北海道防犯設備士協会の副会長です。会社は、防災コンサルタントというところで、消防設備や防犯設備を扱っております。よろしくお願いいたします。

○水谷委員 水谷真理子と申します。

NPO法人北海道CAPをすすめる会の事務局長をしております。幼稚園から高校生までの子どもたちに、暴力防止のプログラムを届ける活動をしています。よろしくお願いいたします。

○前野委員 札幌大学の前野と申します。

札幌大学の学生相談室で専門員をしております。それから、子どもサポート論という講義もしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○駒木委員 北海道家庭生活総合カウンセリングセンターから来ました駒木と申します。

北海道カウンセリングセンターの被害者相談室で被害者相談の支援委員、相談員をしております。よろしくお願いいたします。

○小野寺委員 NPOゆいネット北海道理事をしております小野寺るみ子と申します。よろしくお願いいたします。

○市村委員 北海道警察本部生活安全部生活安全企画課の市村と申します。よろしくお願いいたします。

○山崎委員 NPO法人女のスペース・おんの山崎と申します。

DV被害者の緊急一時保護と自立支援の両方の事業を行っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（池田区政課長） ありがとうございました。

それぞれのお立場から、ぜひ忌憚のないご意見やご発言をよろしくお願ひいたします。  
次に、事務局の職員から自己紹介をさせていただきたいと思ひます。

私は、市民文化局地域振興部区政課長の池田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 私は、市民文化局地域振興部区政課の地域防犯担当係長をしております後藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 同じく地域防犯担当主査の西中と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（仙石職員） 同じく区政課の地域防犯担当の仙石と申します。よろしくお願ひいたします。

### 3. 部会長指名

○事務局（池田区政課長） それでは、続きまして、次第3番に移りたいと思ひます。

審議会規則に基づきまして、会の進行を務めていただく部会長についてですが、審議会規則の第7条3項によりまして、審議会の会長がこれを指名することとなっております。

審議会会長の吉田敏雄様より、部会長につきましては山崎委員にお願ひしたいと伺っておりますので、山崎委員にお願ひしたいと存じます。

それでは、山崎委員におかれましては、ここで部会長就任のご挨拶をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山崎部会長 山崎でございます。

部会長ということで、初めてなので、いろいろと不備があると思ひますけれども、ご協力をよろしくお願ひいたします。

刑法が110年ぶりに改正されました。改正されたのは性犯罪の部分です。強姦罪が強制性交等罪になったとか、被害者は女性だけではないとか、強制わいせつや強制性交等罪に関しては告訴がなくなりました。そして、大きいことでは、18歳未満の子どもに親などがわいせつ行為をした場合、脅迫や暴行がなくても、監護者性交罪等に問えるということで、本当に画期的な改正になったと思ひます。

そういった刑法の改正を踏まえながら、私たちも女性や子どもに対する犯罪のないまちにしていくために何ができるのかということと一緒に考えたいと思っております。

この刑法が3年後に見直しになるのですが、強制性交等罪に関しては、暴行、脅迫がないと罪に問われないというものがあります。それから、時効が10年というものがまだ撤廃されていません。特に、子どもが被害に遭った場合、本人は、子どものときに何をされているかわかりません。自分がこんなことをされていたのだとわかったときにはもう時効が過ぎてしまっているということで、大きな時効の壁があります。海外では、ほとんどの国々で時効が撤廃されている中で、日本はまだまだおくらせていると感じています。

ただ、今ある法律の中で、どれだけ女性や子どもを地域が守れるかというところで、皆

さんそれぞれ現場で支援をしていらっしゃる方ばかりですので、現場からの意見を出し合いながら、少しでもよい案を施策に届けたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○事務局（池田区政課長） ありがとうございます。

それでは、審議会規則に従いまして、以後の進行につきましては、山崎部会長にお願いしたいと存じます。

山崎部会長、よろしくお願いいたします。

#### 4. 議 事

○山崎部会長 それでは、先に審議会規則というものがあまして、審議会規則のない第7条5項に基づいて、不測の事態で私か欠席してしまったときに、私にかわって会議の進行などを行っていただく職務代理者の指名を行いたいと思います。

職務代理者については、審議会の委員でもあります馬場委員を私から指名させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山崎部会長 ありがとうございます。

それでは、承認いただきましたということで、馬場委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○山崎部会長 それでは、続いて、次第の第4に移りたいと思います。

札幌市の取り組みと女性の防犯検討会議について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） それでは、私から、次第に基づきまして、札幌市の取り組みと女性の防犯検討会議についてご説明いたします。

お手元の資料1-1並びに1-2をごらんください。

なお、資料のほかに、子ども110番の家対応手引きという冊子も配付しておりますので、こちらも参考にしながらご説明したいと思います。

それではまず、お手元の資料1-1をごらんください。

札幌市では、犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例を制定しておりまして、犯罪のない安全で安心なまちの実現に寄与することを目的とし、市民、事業者の皆様並びに市の役割や責務、防犯施策の基本となる事項などを定めております。

こちらは、平成21年4月に施行されておりまして、その施策に基づいて計画を立てております。

この条例に基づきまして、1-1の2番目にご紹介している基本計画を策定しておりまして、防犯活動などに取り組む市民の方などへの支援を通じ、一体となって地域の力を高めることによって、犯罪の被害に遭う市民の方を一人でも減らし、安全で安心して暮らせるまちをつくることを目指すこととしております。

現在は平成27年から31年の5カ年計画ということで、設定しておりまして、ただいま第2次計画として進めております。

ここで、資料1-2をごらんいただきたいと思います。

お時間に限りがございますので、こちらの項目を全てご紹介することはかないませんが、当計画の三つの基本方針にそれぞれ五つまたは六つの基本施策を掲げておりまして、本日はこちらを見ていただきたいと思います。

本女性の防犯検討会議につきましては、裏面の基本方針2のみんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくるの(4)の女性の犯罪被害防止の取り組みの推進の部分に位置づけさせていただくものでございます。

本日の会議では、女性の皆様による女性の皆様のための会議を設置することにより、女性を対象とした犯罪に遭わないようにするための具体的な取り組みを一緒に考えていくこととしております。そして、それを通して今後策定を進める予定の第3次計画につなげていくことができるといふふうに考えております。

それでは、もう一度、資料1-1をごらんください。

まず、1番の(3)の札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会についてでございます。

冒頭でご紹介いたしました、この審議会は、先ほどお話しした基本計画やその他必要な事項に関して調査、審議をお願いする諮問機関でございまして、当検討部会は、こちらの審議会の専門部会という形になっております。現在、この審議会は5期目に入りまして、13名の委員で構成されています。

続いて、本日の女性の防犯検討会議についてご説明いたします。

資料1-1の2番目をごらんください。

後ほど、犯罪情勢の中でご紹介いたしますけれども、本日は、女性が被害に遭う犯罪が現状で多発しているという状況を踏まえまして、各委員の皆様から女性の皆様の目線に立って、それぞれの知識やご経験に基づく意見を交換していただき、今後の女性の防犯対策の具体的なあり方について検討していただきたいと思います。

続きまして、(2)の位置づけ・構成についてです。

先ほどご紹介しましたとおり、こちら第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画に位置づけられており、その下の(3)にあるとおり、本年8月22日に開催された審議会の中で部会として設置されることが決定されました。

札幌市は、全国に比べて女性人口の割当が高いと言われておりまして、仕事や家庭、地域社会など、さまざまな場面において女性一人一人の皆様が希望に応じて活躍できるまちづくりに取り組むということとしております。

札幌市は、ただいま、さっぽろ女性応援会議を設立して検討が行われておりますが、防犯の観点から検討を行うことによって、女性の皆様が安心して社会で活躍できることにもつながると思いますので、ぜひとも忌憚のないご意見をちょうだいしたいと思います。

私からは以上でございます。

○山崎部会長 ありがとうございます。

今の事務局の説明について、ご質問はありませんでしょうか。

もしご質問がありましたら、録音をしておりますので、マイクをお使いになってご発言ください。

○異委員 この会議は、ここに具体的な検討を行うと書いてありますけれども、開催は何回で、どのように何を決めていくということは決まっているのでしょうか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） まず、開催回数についてですが、当面は年度内の期間中の開催を考えておまして、おおむね2回ないし3回ぐらいを予定しております。

具体的な日程については、別途、こちらのほうで調整させていただきまして、改めてご案内するという形で考えております。

また、検討の流れでございますけれども、当部会は、基本的には専門部会ですので、まず、皆様からの現状等やご経験に基づいてご意見やご提案をいただいて、それをもとにして、具体的にどんなことができるのかということを考えていきたいと思っております。

○山崎部会長 今年度中に2、3回ということで、それぞれの現場の専門家の皆さんから何ができるのかという意見を出し合って、具体的に女性のための施策に向けて意見をまとめたいということでしたが、異委員、よろしいでしょうか。

○異委員 はい。

○山崎部会長 ほかにご意見やご質問はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

ないようですので、続きまして、次第の5番に移りたいと思います。

札幌市の犯罪情勢について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（西中地域防犯担当主査） それでは、私からご説明させていただきます。

お手元にある資料2の札幌市内の犯罪情勢をご覧ください。

以降、座ってお話をさせていただきます。

まず初めに、札幌市内の刑法犯認知件数の推移についてでございます。

資料2の1をご覧ください。刑法犯とは、窃盗、暴行、傷害といった刑法に規定する犯罪でございます。刑法犯の認知件数が治安の目安の一つと言われております。

棒グラフですが、青色が札幌市内における刑法犯認知件数をあらわしたもので、一番右側、平成28年中の札幌市内における刑法犯の認知件数は、1万5,422件ということで、平成27年と比較すると1,280件の減少となっております。

棒グラフをご覧いただければおわかりになると思いますが、札幌市内における刑法犯の認知件数というのは連続して減少傾向にありまして、ピーク時の平成13年の4万1,290件から15年連続で減少し、約62%減っている形になっております。

そして、今年に入ってから刑法犯認知件数ですが、棒グラフの下の表をご覧ください。

本年8月末現在の札幌市内における刑法犯認知件数は8,867件ということで、昨年の同期と比較しますと1,625件、約15.5%の減少ということで、本年も減少傾向になっております。そして、8,867件のうち最も多く占めているのは、窃盗犯で6割以上を占めている状況となっております。

続いて、資料2の2番ですが、平成28年中における政令指定都市、人口上位10市の比較でございます。

札幌市の人口は、横浜、大阪、名古屋に次いで4番目となっておりますが、刑法犯の認知件数は6番目でございます。しかしながら、表の一番下の風俗犯の認知件数が大阪市に次いで2番目となっております。

刑法を大きく分けると、窃盗犯、凶悪犯、粗暴犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯ということで分類されるのですが、風俗犯には、公然わいせつとか、強制わいせつといったわいせつ犯が含まれております。札幌市では、風俗犯の罪種の詳細な内訳については把握しておりませんので、一概には言えないのですが、他都市と比較しても、この風俗犯が多いという現状は、やはり女性が被害に遭うわいせつ犯が多く発生している状況にあるのかと思われまます。

最後になりますが、3番の女性に対する前兆事案の状況でございます。

前兆事案というのは、性犯罪等の凶悪犯罪の前兆と見られる声かけ、つきまといなどを言います。

こちらの表は、北海道及び札幌市内9警察署における前兆事案の認知件数を表したのになっており、市内警察署の中には、石狩市、北広島市などが含まれております。

そして、本年8月末現在の札幌市内警察署管内における前兆事案の認知件数は、898件ということで、全道の約55.5%を占めております。

特に、札幌市内で多い事案は、身体露出事案、痴漢・身体接触事案です。身体露出事案は、全道で発生しているうちの約75%を占めております。そして、痴漢・身体接触事案も、全道の約61.9%を占めているということで、性犯罪に直接的につながるおそれがある事案が多く発生していると言える状況になっております。

私からは以上です。

○山崎部会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から札幌市の犯罪情勢について説明がありました。

女性の犯罪被害について、皆様が日ごろ活動している中で、それぞれにお考えがあると思います。事務局からの説明があった数字を聞いて、「おお。」と思った方がいらっしゃると思います。

そこで、皆様に、説明に対するご質問や女性の犯罪被害についてのお考え等についてご意見をいただきたいと思ひます。

まず、私のほうから意見を言わせていただきますと、風俗犯という名前なのですが、痴漢やつきまといなどの性犯罪ですね。刑法犯の認知件数が減っている中で、そういった風

俗犯、性犯罪が多いというのは、非常にゆゆしき問題だと思います。

ここに数字はありますけれども、統計上では、男性から無理やり性交された女性のうち、どこにも相談しなかったという女性が、全体の70%に上っています。その中でも警察に相談した件数がほとんどないということから、これは氷山の一角なのだと思います。

その氷山の一角の水面下の部分を皆様方が被害者支援ということで活動されていると思いますので、それぞれの委員の方にご意見を伺いたいと思います。

それでは、お一人ずつ伺っていきたいと思いますので、異委員から順番にご意見を願います。

○異委員 異です。

先ほど、風俗犯のわいせつ犯の中身、詳細を把握していないとおっしゃっていたのですが、これについて、やはり発生場所や状況、それから、手口などについて情報として発信していくということも大事だと思います。そのような詳細については、札幌市でもきちんと把握していただきたいと思います。

それから、子どもの虐待件数のカウントの仕方として、夫婦の暴力を目撃した子どもも虐待を受けるということで、今、子どもの虐待件数がとても増えています。

恋人の暴力ですとか、家の中で行われているようなことは、どうしても外に出しづらいという気持ちもあります。例えば、家族に相談したとしても、夫婦だと子どものために別れてはいけないと説得されるケースも多いと聞いているので、何とか簡単に近くで相談を受けられるような体制がつくれたらいいと思います。

○山崎部会長 ありがとうございます。

それでは、行方委員にお願いいたします。

○行方委員 私どもは、消費者相談が主な仕事ですので、こういう性犯罪などに直接相談は来ないのです。

例えば、悪質商法でオレオレ詐欺などいわゆる特殊詐欺ですが、そういうものに被害があったということで相談に来る方が多いので、実質的には、こういった性犯罪どの相談は一切聞いたことがありません。

私が唯一情報を得るのは、皆さんもご存じかとは思いますが、道新の火曜日と金曜日に入っている、さっぽろ10区（トーク）ということで、ここに毎月、小さい記事が載っているのです。それが、唯一、私の情報源でして、皆さんも多分ご存じかとは思いますが、これは、別冊のように普通の新聞紙以外に1枚だけ火曜日と金曜日に発行されるのですが、ここに防犯情報というものが載っています。これがいつから出ているのか、まだ1年もたっていないと思うのですが、防犯情報というものが出ています。

これは一番新しいもので、10月3日の火曜日に発行されたものですが、札幌でも毎回こんなことがあるのかと思うぐらい犯罪が載っています。これを見ると、女子児童に下半身を露出とか、後方から抱きつかれるとか、これは中央区ですが、すれ違いざまに体をさわられるというのがあります。それから、厚別区ですが、エスカレーター内で盗撮という

ものや、手稲区では自転車に乗った不審者の発生などが書かれています。

こういう小さいと言うと失礼ですが、大きな事件でないとこんな大きな紙面には載らないわけで、毎回毎回、よくこんなに札幌市内でもあるなど驚くばかりです。

そして、ここで私が一番気になったのは、この下になりますが、スマホの3次元バーコードからインストールをすると、道警本部からいろいろな情報が入ってくるというアプリがあります。ツイッターでも発信中とか、ヤフー防災速報でも配信しているということが書いてあります。

私などは、夜は余り歩かないので関係ないですが、こういったものがあるのであれば、こういうことを若い女性たちにもっと知らせるべきではないかと思います。今、ほとんどの方がスマホを持っていらっしゃるし、多くの子どもも防犯携帯のようなものを持っていますので、子どもの防犯携帯にこういうものがインストールできるかどうか、あるいは、親と子どもだけとか、おじいちゃんとおばあちゃんと孫だけの連絡方法なのか、私の孫も持っているのですが、よくわからないので、この辺のことについて、お子さんにも被害があるわけですから、こういったことをもっとPRしていけばいいのではないかと私は思っております。

○山崎部会長 ありがとうございます。

それでは、馬場委員にお願いいたします。

○馬場委員 私の個人的な体験ですが、資料2の3の声かけやつきまとい、痴漢・身体接触、のぞき・盗撮などは経験があります。恐らく女性だと、大小さまざまだと思いますが、そういった経験があると思うのです。

私の場合も、警察には行けませんでしたし、相談するところがなくて精神的にとってもつらい思いをしました。相談を誰かにしても、それぐらいいいじゃないか、大したことはないじゃないかと男性や女性からも言われると、そうなのかと思ってしまうのです。大したことはないというすり込ができてしまって、嫌なことをされても、これは仕方がないことなのだと自分で思ってしまうような社会が今はできていると思います。本当にどこに相談をしていいのかさえもわからない状態の人がたくさんいるのではないかと思います。

この間、SACRACH（さくらこ）のステッカーをいただいたのですが、平日の8時までで、夜中はやっていないのです。緊急性がある場合はどこに行けばいいのかわからない、誰に相談していいのかわからないという女性が札幌市以外にもたくさんいると思いますので、そういう場所をもっともっと公開するなどが必要ではないかと思います。

そして、今、私が北海道防犯設備士協会というところでますます感じているのは、ここにいる方たちの99%ぐらいが男性なのです。それだと、私一人が声を上げててもわからないのです。情報としてこういうことがあるということを知っているのですが、実際に女性のつらい思いなどを男性は理解していないのではないかと思っています。

ですので、私は、そういう加害者になり得る人たちへの教育も必要だと思っております。

○山崎部会長 ありがとうございます。

それでは、水谷委員にお願いいたします。

○水谷委員 この数字には、相談できない人が多いということが表れていないと思います。身近な人からの性被害などは特に相談しにくいということもありまして、その被害に遭った子どもや女性をケアしてくれる人、話を聞いてくれる人が、専門の人だけではなく、本当に身近な周りの大人がたくさんいればいいと思っています。

その人たちがこういう知識をもっと持って、その先の機関につないでくれる社会になっていたらいいなと思います。

○山崎部会長 ありがとうございます。

それでは、前野委員、お願いいたします。

○前野委員 前野でございます。

ここにいらっしゃる方たちの中で、多分、私は唯一、学校サイドの人間だと思います。

皆さん、ご存じのように、今、日本の教育では性教育が行われていません。教育課程の中に入っていないのですが、どこかで教えてはいます。文科省から性教育に関しての基本的な考え方というものが出ていますが、ただ、それは全ての学校の教育の中でということなので、理科でちょっと、保健体育でちょっと、道徳の時間というようにばらばらな感じで教えています。

ですから、体系にしても、集中的な時間をとって性教育が行われていない状況なので、子どもたち、我々も含めて、全て無知な状況です。こういう犯罪の被害者になっていることすらわからない状況です。

実は、私の専門の一つが性教育なものですから、今、私はいろいろなところで必死にお話ししていますが、一番いいのは、皆さんのような団体の方から文科省に向けて、ぜひ性教育をちゃんと入れてほしいとアピールしていただくことだと思います。ただ、これだけ教育内容がふえている状況ではなかなか入らないと思います。

性教育の必要性は非常に高いと思っています。ただ、ない物ねだりをしてもしょうがないので、どうするかだと思います。

今、大学の相談室にいても、日々いろいろなことが起こっていますけれども、「あなた、それは自分がDVを受けているということだよ」と言っても、そういうことすらわからずに、「私がいなければ彼はだめになるんです」というお決まりのせりふを吐いていく女子学生がたくさんいます。

学生相談室も、今までは精神的に非常に不安定な方が、臨床心理士とカウンセリングを受けるといった場所だったのですけれども、私は、学生相談室に行ってから機構改革のようなものをして、ものすごく広範囲に相談を受けるということで、とにかく困ったらいらっしやいということをどんどん発信していきまして、ついに最後に加えたのが勧誘・迷惑行為ということで、商品や宗教の勧誘、デートDV、ストーカー、セクハラを含めたハラスメントを追加したのです。

追加してからは、こういう学生がどんどん相談に来るようになりました。

状況としては、学生たちも子どもたちも困っているけれども、それを自分でどう理解したらいいのかがわからない、被害者になっていることすらわからない、誰にどう相談していいかもわからないという状況です。

私としては、もしこの部会で何かレジュメのようなものができるのであれば、それを積極的に配布すべきだと思います。少なくとも大学、短大、女子大を問わず、大学生には配布していくと。

今、デートDVのパンフレットなどが大学に回ってくるのですけれども、ああいう形で、とにかく回していくと。また、ただ渡すだけではなくて、こんなふうに使ってほしいということ添付して、各大学、高校、中学校に回してもいいと思います。

ただ、もしそういうものができるのであれば、例えば、中高生、大学生ぐらいまでの思春期以降の子どもたちにもちゃんとわかるような内容、もしくは小学校から幼児を対象としたものなど種類を分けて子どもに直接アピールしてほしいと思います。

あわせて、指導する方への指導の方法も添付する形で出さないと、見てもわからないのです。大学生といえども、普通のパンフレットを見てもわからない方がたくさんいますので、そんな形で何かできたらいいなとすごく思いつつ、この部会に参加させていただいております。

○山崎部会長 ありがとうございます。

それでは、駒木委員、お願いいたします。

○駒木委員 北海道被害者相談室では、今、専門学校などから依頼を受けて、春先になりましたら専門学校にスピーカーに行っていますが、専門学校には、一度はデートDVやスマホの被害に遭ったという方がやはりいらっしゃいます。

私どもは、道警からデートDVのビデオを借りして、こういうのはデートDVに当たるのだよということで流してお見せすると、男女を問わず友達の方がぱっと見たりします。それで、パンフレットを回したり、被害者相談室に相談してくださいという広報活動をしているのですが、相談が来るのは1年に1件ぐらいです。

それでも私どもの思いが繋がったということや、自分はデートDVをされているのだという自覚ができたこと、それから、自分はこういう立場にあるのだと理解することができた子どもたちがいるということで、すごくうれしく思ったのですが、まず、それが一つあります。

そのように、私たち被害者相談室では専門学校に行っているのですが、もっと低学年の子どもたち、例えば、中学生でも高校生でもいいのではないかと考えております。被害者相談室に入ってくる相談の中には、やはり低年齢化した子ども同士の話があります。子ども同士でおいせつなものやりとりをしていたりするのですが、それが性的被害につながっているケースがかなり多いので、私どもは専門学校にも行っていますが、学年を少しずつでも低くしたほうがいいのではないかという話も出ています。

被害者相談室では、月曜日から金曜日まで日々お話を伺っているのですが、誰が被害者

になるか、ああいう格好をしていたからとか、あそこに行ったからという問題ではなくて、窃盗や暴力、性被害など、誰でも遭う可能性がなきにしもあらずだということを、ここ何年か相談を受けていて感じております。

女性が気をつけるということもさることながら、男性や男の子などにもきちんと女性を大切にす、生きるということを大切にす、そういった人間教育をすることが大事ではないかと日々思っております。

○山崎部会長 ありがとうございます。

それでは、小野寺委員にお願いいたします。

○小野寺委員 今、NPO法人ゆいネット北海道が運営しているパンフレットをお渡しいたしました。

私は、性暴力被害者支援センター北海道、通称SACRACH（さくらこ）のセンター長をしております。

私たちは、性被害に遭った方の相談を直に受けているのですが、相談のほとんどは過去のお話です。そういう被害に遭っても、すぐには相談できないという状況があります。そして、被害に遭った年代というのは、20代以下の人が70%ぐらい、未成年の人でも60%ぐらいいるので、今ここで生活をしている若者で、今被害に遭っている人がたくさんいます。しかし、なかなか相談ができないでいるということがあると思います。ですから、若者が相談できる体制をつくっていかねばいけないと思っています。

それから、女性への暴力というのは、DVもそうですが、密室で行われます。つきまといなどは該当しませんが、そのように密室で行われるので、市民が協力して安全を守りましょうといっても、なかなか難しい面が多いと思います。その辺はどんなふうに守っていくか、私たちが考えていきたいと思っています。

そして、先ほどもお話がありましたように、やはり教育があると思います。私たちは、幼稚園から性教育をしていますが、本当に小さいときから、性の健康と安全ということ子どもたちに伝えていかねば、大人になってから言ってもなかなか難しいのです。そして、子どもたちを加害者にもしてはいけないという意味も含めて、小さいときから自分を守るということの教育をしていくことがいいのではないかと考えております。

○山崎部会長 ありがとうございます。

それでは、市村委員、お願いいたします。

○市村委員 先ほどから皆さんがおっしゃっていたように、警察としても、まずは相談をしてもらわないことには、あったことも知らない、対策もとれないということになりますので、もっと相談しやすい環境をつくるのがすごく必要だと感じております。

私は、ことしでこの仕事は20年目に入るのですけれども、私がりたてのころと比べて警察も大分変わってきたところがあります。先ほど、ツイッターの話などもあったと思うのですが、昔の性犯罪などは、被害者が特定されてはいけないということをすごく考え過ぎたために、外に情報が出ていかないということがありました。しかし、最近は、少し

ずつ被害者に了解をもらえたらできるだけみんなに知ってもらって、そういうものがあるのだという注意喚起ができるようにということで、考えが変わってきています。

また、先ほど、SACRACH（さくらこ）からありましたように、警察には相談しにくいけれどもということで、まずは、もうちょっと相談に乗りやすい人に相談して、それから、こちらのほうにつないでもらうシステムをつくったりしています。

先ほど、犯罪情勢のときにお話があったと思うのですが、前兆事案ということで、まだ重大な犯罪には至っていないというようなものや、痴漢など既に犯罪であるものも含まれているのですが、そういうものも対策をとっていこうということで、前兆事案に対策をとるという概念が昔はなかったのですが、今は警察でもやるようになりました。まだ犯罪者ではない人に対して、犯罪者になる前に注意をするなどの活動をやっています。

ですから、こちらの対応も少しずつ変わってきているので、まずは、被害に遭った人に届けてもらう、相談してもらうということで、教えてもらいやすい雰囲気づくりが大事かと思っています。

○山崎部会長 どうもありがとうございます。

それぞれの専門の分野でご意見をいただきました。

やはり、皆さんが一致するところとして、先ほど事務局のほうから犯罪のわいせつ罪などの詳細が把握されていないというお話がありましたが、それはきちんと把握していただいて、まずは情報発信をしていただきたいということがあります。それから、相談できることがすぐにわからないし、相談できないということで、やはり相談場所に気軽に行ける体制づくりがあると思います。

また、若年層からの教育ですが、これは加害者にならない教育ということが非常に大きいし、そういうことも含めて、教育の現場での教育活動は非常に大切なのではないかとということで、意見が集約されてきたような気がします。

ありがとうございます。

皆さんのこういった意見がどういう形になるのかというところがこれからのステージになると思います。

続きまして、次第の7番に移りたいと思います。

札幌市の女性の犯罪被害防止に向けた取り組みについてですが、事務局から説明を受けた後に、私たちに何ができるのかということで、今後の取り組みについて検討していきたいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 資料3の札幌市における女性の犯罪被害防止に向けた取り組みについてご説明いたします。

札幌市における犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画に基づく取り組みとしまして、大きく六つあります。

まず一つ目は、地下鉄駅等における街頭啓発でございます。

これは、例年5月下旬から6月にかけて行いまして、ちょうど皆様が薄着になって活動か活発になり始める時期に合わせて、北海道並びに北海道警察と合同で、地下鉄駅ないしJR駅を中心に女性を対象とした被害防止に関するチラシなどを配布しております。

今年度は、昨年に引き続きまして、1区当たり約200名を対象に各10区の地下鉄駅またはJR駅等で実施いたしました。

次に、その隣の2番ですが、こちらは、パネル展における広報でございます。

こちらは、毎年10月または11月にかけて、各区役所や札幌駅の地下歩行空間などにおいてパネル展を開催しております。

こちらでは、犯罪防止に関することについてのパネル展示でございますが、その中に女性の犯罪被害防止を啓発するパネルも作成して掲示しております。

地下歩行空間につきましては、例年開催しておりまして、ことしは11月15日から17日の間で開催する予定になってございます。

続きまして、3番の出前講座、女性のための防犯教室の実施でございます。

札幌市では、職員がそれぞれの会場に出向いて、防犯の知識や現状について教える出前講座を行っておりますが、それと合わせて、女性のための防犯教室も実施しております。

写真は平成28年度に行われたものですが、保育士や町内会の女性部会の方を対象に実施したものでございます。

その横の4番の地下鉄における安全対策でございます。

皆様は既にご承知のことと思いますが、札幌市では、女性と子どもの安心車両の運行ということで、南北線と東西線の全線で、平日の始発から午前9時までの間に運行しております。

南北線については、一番前の車両1両もしくは最後尾の車両、そして真ん中の車両ということで配置して、東西線では真ん中の車両ということで配置しています。

また、5番の女性の駆け込み場所の拡充ですが、ここでは二つの内容をご紹介します。

一つは、左側の地域安全サポーターズです。これは、札幌市における地域防犯、地域安全活動に参加する事業者の総称でございますが、この地域安全サポーターの活動を通じて事業者と生活者のつながりを深め、安全・安心で結ばれるまちづくりを目指すという取り組みでございます。

そして、こちらに登録いただいた事業所につきましては、駆け込み場所ということで有事のときの避難場所としての提供をお願いしております。

平成29年9月末時点で、身近にあるコンビニエンスストアや個人の事業所など、1,700事業所以上の団体に登録いただいております。また、登録されている事業所には、「地域安全サポーターズ」と書かれた青いステッカーを入りに張っていただいております。それが目印になり、簡単に確認できるようになっています。

もう一つは、子ども110番の家ということで、女性犯罪防止と直接結びつかない部分

があるかと思いますが、基本的には不審者から子どもを守るための拠点ということで、町内会や学区単位で登録いただいております。子ども110番の家は今現在、札幌市内で97団体、8,000件以上の方に登録いただいている状況です。

最後の6番のその他の取り組みでございます。

先ほどからお話が出ておりますとおり、犯罪被害者支援の総合窓口を設置したり、デートDV講座の開催ということで取り組みを行っております。

私からは以上です。

○山崎部会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から六つの取り組みの説明がありましたけれども、ご質問などがありますでしょうか。

○行方委員 4番についてなのですけれども、地下鉄における対策ということですが、この車両は何回も見ているのですが、なぜ東豊線には設置されていないのかを質問させていただきます。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 東豊線に安全車両がない理由について、その所管は交通局になるのですけれども、市のホームページに掲載しております、その内容について簡単に説明いたします。

まず、東豊線は、南北線や東西線と異なりまして、編成車両が大変少なくて4両編成で運行しております、特別な形の運行をしてしまうと、一般のお客様に影響が出かねないということで、現段階では実施が難しいということでございます。

今後、お客様の利用の拡大ですとか、車両の運行の増、また、車両でのそのような行為がふえるようであれば検討する機会はあるかもしれないのですが、現状では、やはり東豊線の安全車両の設置は難しいということでございます。

○行方委員 わかりました。ありがとうございます。

○山崎部会長 ほかにございますか。

小野寺委員、お願いします。

○小野寺委員 済みません、6番の被害者支援総合相談窓口ですが、これは実際にあるのですか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） こちらは、男女共同参画推進室というところが所管している取り組みなのですが、実際に相談があった場合に、その対応として、病院や「さくらこ」などしかるべき機関への取り次ぎを業務としております。

○山崎部会長 ほかにご質問はありますか。

○異委員 2番のパネル展の内容について教えていただきたいことが一つあります。それから、先ほどから言われていた小学生から高校生などの学生に対する教育については、ここには書かれていないので、そういう取り組みが行われているかどうかというこの2点をお聞きしたいと思います。

それから、相談窓口についてですが、例えば、子どもの相談窓口ですとホームページな

どを見ると一覧表になっていて、虐待はこちら、体に関することはこちらというように、時間や場所、電話番号など全部書いてあります。そういうふうに、全ての所管がまとめられて一遍に見られるようなもの、警察はこちらというように一覧で対応していただくと、どこかに電話して取り次いでもらうというややこしいことがなくて済むので、いいと思います。

○山崎部会長 事務局からお願いいたします。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） まず最初に、パネル展についてですが、こちらは冒頭でお話ししましたとおり、防犯対策のほかに交通安全の対策についての展示もしております。

女性の犯罪被害防止ということにつきましては、ふだん女性の皆様に注意していただきたいこと、例えば、スマートフォンを見ながら歩かないという基本的なことや、犯罪がこれだけ起こっているという統計的なものなどをパネルで紹介します。

子どもへの教育という点については、3番の出前講座でございますが、こちらで防犯教室を行いまして、お子さんや高齢者などいろいろな年代の方に防犯のための知識や状況をお話ししております。

過去には、中学校のほうから要請がありまして、出前講座という形で出向いて教える機会を設けさせていただいております。今後も、こういった要望がありましたら、随時出向いてご説明ないし勉強をしていくことを考えております。

それから、最後の窓口に関してですが、こちらは各ホームページなどでそれぞれの所管窓口について掲載しているのですが、全てがまとまったものがないと難しい部分があると思います。

こちらにつきましても、今後の議論の中で、どういうことがどこまでできるのかについて一緒に検討していくことができたらと思います。

○山崎部会長 ありがとうございます。

相談窓口については、子さんがホームページを見て、私の場合は性犯罪だからここだわということでは電話をかけられないのです。ですから、お子さんがどこにかければつないでくれる、要するにワンストップで相談ができるということが必要ではないかという意見だったと思いますので、ぜひ検討してください。お願いいたします。

ほかにご質問等がありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○山崎部会長 今、さまざまな意見が出されまして、具体的にこんなことができるのではないかということも出そうな感じになってまいりました。

女性の犯罪被害防止をさらに強化していくため、委員の皆様からそれぞれの見地に基づいた意見をいただいて、具体的にこんなことをやってみたらどうなのだろうかということがございましたらご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○市村委員 私は、先ほどお話しさせていただいた前兆事案を担当しています。今、全道

でこんなことが起きたという情報が私のいる部署に集まってきます。

そういうことを見ている中で、まず、被害に遭う女性たちの防犯意識をもっと高く持ってもらうということ、それから、防犯に関する知識をもう少しつけてもらいたいと思います。

先ほどもお話が出ていましたが、携帯を見ながら、音楽を聞きながら歩くと、後ろからつけられてもわかりにくいのです。中には、そういうことで注意力が散漫になっている人をあえて狙おうということもあるのです。

よくよく聞くと、ながら歩きはだめなのだと知っているけれども、ついやってしまったという方がいまして、それは、どうしてだめなのかという理由をきちんと理解していないから、やってしまったという結果になるのではないかと思います。

そういう人たちに、防犯の知識とともに、どうしてそういうことがよくないのかということも細かく書いた防犯のハンドブックみたいなものをつくってはどうかと、札幌市には既にお話しさせていただいております。他府県ですと、行政と警察が一緒になってそういうものをつくったりしている例があるようです。

我々は防犯の講話に行くことがあるのですが、1時間か長くても2時間ぐらいの間にいるいろいろなことを伝えなければなりません。1週間の合宿でもすれば、みなさんに細かくきちんと伝えることができますのですが、その短い間にいかに理解していただくかというときに、そういうものがあるとすごく効果的な講話ができると思いますので、つくってみてはいかがでしょうかというご提案です。

○山崎部会長 事務局からお願いいたします。

○事務局（西中地域防犯担当主査） ただいま、市村委員からハンドブックの作成というお話をいただきました。前野委員からもレジュメのようなものがあれば大学で配布したいというお話もいただきました。

また、本日は、さまざまな機会に相談窓口についての話題が出ています。そこで、このハンドブックに相談窓口一覧を載せる方法もあるのではということで、私どものほうで事前に資料を準備しておりますので、配付いたします。

それでは、資料についてのお話をさせていただきます。

札幌市の方でも、北海道警察、あるいはその他の機関と連携しながら、女性の方に見ていただける防犯対策のグッズができればと思っております、その一つの案として、ハンドブックの作成ということで案が出ております。

作成目的はご覧のとおりですが、先ほど市村委員からお話しいただいたとおり、なぜそういうことをしなければいけないのかということをも具体的に記載してわかっていただくということがあります。そして、私どもも知らないいろいろな犯罪被害対策がありますが、そのあたりの知識を集約させたものをつくりたいと思っております。こうしたものは、早目にお出しすることが望ましいと思っておりますので、本年度中に作成できればと考えております。

内容については、あくまで例示ということで、他府県がつくったものを参考として載せておりますが、委員の皆様はいろいろな場所でご活動されていらっしゃると思いますので、いただいたご意見に基づいた内容で構成していけば、よいものができ上がるのではないかと考えております。ぜひ、そういう部分でご意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○山崎部会長 ありがとうございます。

ただいま、市村委員及び事務局からハンドブックの作成についてのご提案がありました。このハンドブックをつくるということに関して、皆様、いかがでしょうか。ハンドブックはつくったほうが良いということでしょうか。

内容については、これから皆さんと一緒に検討していくということになります。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山崎部会長 それでは、事務局から配付された資料をもとに、ハンドブックの内容について、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

○異委員 このハンドブックを見たときに、対象としては何歳から何歳ぐらいまでなのかと思われました。成人女性が中心なのかという感じがしたのですが、先ほどから言われている小・中・高校生ぐらいの年少とか、それぞれの年齢に合わせて同じような内容でわかりやすいものを同時につくれば良いのではないかと感じました。

先ほど、パネル展の内容を教えていただいたときに、歩きスマホをしている若者がこのパネル展を見に来るかなというふうに思いました。しかし、こういうハンドブックができれば、ツイッターなどの発信もできていくので、とてもいいと思っております。

○山崎部会長 対象年齢ということですが、いかがでしょうか。

○事務局（西中地域防犯担当主査） お子様向けのハンドブックは、既に作成しております。小学生ぐらいのお子さんに向けた内容ですが、子どもものための防犯ハンドブックも作成させていただいてまして、

ただ、中学生向け、高校生向けとなってくると、小学生からさらにレベルアップをさせなければならないので、大人の女性向けのものとの区別をどうしていくかというところも検討しながら進めていきたいと思っております。

○山崎部会長 性犯罪の被害者は、ほとんどが未成年なので、その辺を踏まえてハンドブックの作成をお願いしたいと思います。

駒木委員、いかがでしょうか。

○駒木委員 先ほど、密室で起こる性犯罪についても、ハンドブックの中で書くのは、すごく神経を使って大変なのかと思うのですが、家庭の中で起こる性犯罪が結構あります。その場合、被害を受けた方もそうですが、配偶者であった方たちの精神的ダメージもすごく大きいというのが、ここ最近、相談を受けている中で多いものですから、そういったことに対して、難しいかもしれないのですが、家庭の中でのこういうことに対する啓発みたいな言葉も入れてほしいと思われました。

○山崎部会長 加害者の70%が被害者の知り合いなのです。道を歩いていきなりというのは非常に少なく、どうしても断り切れなくて性犯罪の被害者になってしまったというケースが多いので、そういった場合も考えて内容に入れてほしいということでお願いします。

それでは、前野委員をお願いします。

○前野委員 札幌大学の学生向けのパンフレットですが、こういう書き方をして配布していますというところをごらんいただきたいと思います。

一つは対象ですけれども、子どもたち向けといえども、真実から目を背けないということです。性教育の鉄則は、隠語を使わないということです。例えば、性器であればちゃんと「性器」と言います。ちゃんとした言葉で真実を教えるのが性教育の鉄則です。

そして、こういう犯罪についても、真実から目を背けないということはすごく大事だと思います。そうであれば、学校で配布される子どもたちの防犯安全教室用のパンフレットはオブラートに包んでいるなという感じです。小学生に向けてどんな言葉をどういうふうで発信するか、かなり吟味しなければいけないのですが、中・高・大学生の若い方たちに向けても、かなり吟味しなければいけない状況だと思っております。

一つは、パンフレットとかハンドブックを配布して読んで理解できるかどうか非常に厳しい状況になってきています。難しいことをいっぱい書いても読もうとしないのです。

ですから、もしハンドブックやパンフレットを若年層向けにつくるのであれば、そこはかなり吟味しなければいけないと思います。今の子どもたちの視空間認知能力は非常に落ちています。ですから、SACRACH（さくらこ）さんには大変申しわけないですが、これを私たちが見たら、とてもやわらかい感じがして、こういうことに対しては、読んだ人も心が和らぐ形で相談しやすいだろうなと思いますね。

ただ、視空間認知的に困難を抱えている子どもたちは、これを見分けられないです。この暖かい色に対して、ピンクの文字で書いたりありますが、これは、はっきり黒で書いてありますね。こうでなければ人目を引かないのです。

今、学校現場で何が起きているかという、発達障がいがあるものすごく問題になってきていて、診断される子は本当に数パーセントです。大変なのは、診断までいかない、ちょっとだけそれっぽい子どもたちの数がものすごくふえてきて、さまざまな学習に対して、やはり情報収集がうまくいかないのです。

ですから、パンフレットやポスターなどのいろいろなものを相当吟味しないと、何が何だかわからないし、目を引かないと思っております。

それから、この青いマークをごらんになった方は、何のマークかおわかりになりますか。わからないですね。私も、これはわからなかったのです。

これは、地域安全サポーターズです。何かが起こったときに、人は、これを見つけて目を引くかどうかという、何かが起こったときというのは人間の脳が混乱しますので、相対目につくものでなければ入ってきません。原色を使って、見せたい文字は黒でつくると

ということです。

子どもたちとか、若年層、若い人たちの脳の認知スタイルがそうなっているのだということ意識して、こういうものをつくっていかないと、丁寧につくったのだけれども、さっぱり読んでもらえないということになります。やはり、イラストを入れて、キーワードを入れて、ぱっと目につく配色ですね。それも、余りどぎついと、今度は目に刺激が与えられ過ぎてだめなのです。

非常に難しい状況になっていますので、つくり方も工夫していったほうが良いということはあるかと思えます。ありがとうございます。

○山崎部会長 広報や情報発信の媒体についてのご意見でしたので、その辺もお願いいたします。

ほかにありますでしょうか。

馬場委員、お願いいたします。

○馬場委員 私も、ハンドブックをつくることに関しては賛成なのですが、今、前野委員がおっしゃったとおり、私たちのような専門家が読むと、わかるのですけれども、当事者、若い世代の方々が納得できるものがなかなかないと最近思っています。

知識のある人たちでやるべきものではなく、むしろ、知識がないからこそ、その人たちに訴えかけるものでなければいけないと思えますので、その辺を強調してお願いします。

そして、女性のための防犯ハンドブックですが、女性のためのというのは、女性被害者に遭う人が持つものなのか、それとも加害者もこういうことをしてはいけないのだよということも入れたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○山崎部会長 続けてお願いいたします。

○水谷委員 先ほどの話にあったのですが、私は、子どもたちが誰も被害者にも加害者にもならないようになったらいいと思っています。それで、女性のためのとなっているのですが、性被害というのは女性だけではないですね。男の子もあるということも知ってもらわないと、ますます誰にも相談できないし、本当に苦しい思いをします。

それから、対象の年齢もそうですが、性別、今はいろいろな性別がありますから、そういうところも配慮して、全ての子どもたちに伝えたいのではないかと思います。

○山崎部会長 対象者を拡大するというお話でした。

ほかにご意見ありますか。

○小野寺委員 対象者を拡大するとか、このほかにもいろいろなことを入れていくということになると、だんだんハンドブックが厚くなって行って、それこそ読んでもらえないということがあると思います。また、つくる部数も限られているので、どのくらいつくって、どこに配るのかということもあると思うので、その辺も見ていただきたいと思います。

○山崎部会長 ありがとうございます。

私からですけれども、女性が被害に遭いやすい犯罪被害の防止ポイントということで、人通りが多く明るい道を選ぶ、エスカレーターや階段を利用するときは注意を警戒する、

ながら歩きをしないなどあるのですが、そういう文言が書かれると、例えば、被害に遭ったとき、私は人通りが少なく暗い道を歩いてしまったから私が悪いのだ、エスカレーターや階段を利用するときに注意しなかったから犯罪に遭っても仕方がないのだ、スマホを見ながら歩いていたから私が悪いのだということで、ますます相談に来る可能性が低くなると思うのです。

ですから、基本的には加害者が悪い。あなたはどんな短いスカートをはいていて、どんなに胸のあいたTシャツを着ていようと、加害者が悪いのだということがまず前提に、そういう姿勢でつくっていただきたいということがあります。

それで、性暴力被害に遭ったときには、それではどうしたらいいのか、刑法が改正されたけれども、こういう行為は、刑法のこれに抵触するし、こうなった場合には、ここに相談すればいいし、強制的に性交をされてしまった場合はアフターピルの情報とか、具体的に被害者が利用できる、こんなことをしてはいけないということに注意するのではなくて、具体的にどうしたらいいのかがわかりやすいハンドブックをつくっていただきたいというのが現場からの意見です。

いかがでしょうか。

○小野寺委員 私もそう思います。

人通りが多く明るい道といっても、自分のお家に行くときには、小路に人通りもなく、街灯も一つぐらいしかついていないというところで被害に遭っているのです。そうではない具体的な対策を何か盛り込めたらと思います。

○山崎部会長 前野委員、お願いします。

○前野委員 注意喚起は、そうしたあなたが悪いと逆メッセージが女性に入るのです。多分、男性にはわかりにくいことです。

また、加害者が女性であることもあります。幼児期は男子の性被害のほうが多いのです。それも事実です。幼児期に性被害に遭った男の子は、やがて加害者になると言われる研究もあるくらいですから、そのことも踏まえながら、みだらな格好をした女が悪いから男の子を誘うなというパンフレットではないほうがいいかもしれません。もうそういう時代ではないという気がします。

○山崎部会長 ほかにご意見はありますか。

馬場委員、お願いいたします。

○馬場委員 山崎部会長が言われたように、性被害に遭った人は、逆に自分を責めてしまうのです。そうしないようなハンドブックにしていきたいと思います。

そして、女性だからとか、男性だからとか、LGBTQだからではなく、一人の人間として普通に生きていきたいだけなのだという率直で根本的なところを皆さんにわかっていただけだと思います。

○山崎部会長 ありがとうございます。

性犯罪は、性別にかかわらず、心を殺す犯罪なのです。ですから、男性、女性にかかわ

らず、レズビアン同士のDVもありますし、ゲイ同士のDVもあります。そういったことで、範囲を拡大というより、基本的な性犯罪ということについて犯罪に遭ったらどうするのかとか、遭わないために気をつけることではない視点でつくっていただきたいという意見だったと思います。

ほかにありますでしょうか。

異委員、お願いいたします。

○異委員 多分、「女性のための」という題名がついているのは、女性の防犯検討会議ということで女性だけが集められているからであって、それもう一んと思うのは、札幌市から参加されている担当の方に女性はいませんので、1人、入れてほしいと思います。そうしたら、この空気もちょっと伝わるのではないかと思います。

多分、ハンドブックのことを言っても、温度が違うような気が先ほどからしていて、私が子ども向けに同じような文言でも何でもいいので、わかりやすくつくってほしいと言ったときも、子ども向けのものは出ていますと言うのですが、先ほどから言っているのは、子ども向けに性犯罪のことを教えたいから、同じ内容でも子どもにわかりやすいようなハンドブックをつくってほしいということだったのです。

ぜひ女性の職員をお願いします。

○山崎部会長 前野委員もおっしゃっていましたが、子どもにわかりやすいハンドブックは、誰にでもわかるのです。そういったハンドブックをつくっていただきたいと思いますが、そういう意味では、CAPの活動の内容はすごく参考になるとと思いますので、誰にでもわかるハンドブック、被害者を責めるのではないハンドブックというテーマで検討していただきたいし、私たちもいろいろと口を出したり手を出したりをこれからはしていきたいと思います。

いかがでしょうか。

○事務局（池田区政課長） 本日、部長も含めて女性の職員がいないということについては、そういうご指摘があるのではないかと考えておりました。

ただ、我々は、たまたまこのセクションの配属がこういう状況だったということで、本日、こういう体制で臨ませていただきました。例えば、我々の局の中の男女共同参画室には女性職員もおります。我々も、今後、区政課の中に女性の職員がいないということではないので、そういったところについては情報共有をしながら、会議に臨ませていただくということで、きょうのところはご勘弁いただきたいと思います。

ありがとうございます。

○山崎部会長 くれぐれも、よろしくお願いいたします。

ほかにご意見はありますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山崎部会長 それでは、ハンドブックをつくるということで、今後、この委員会でもまた検討していくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山崎部会長 それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、司会を事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局(池田区政課長) 山崎部会長、ありがとうございました。

それから、委員の皆様には、長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

ハンドブックについては、今年度中の開催回数も含めまして、ここでどういったものをつくりましょうかという感じで進めると、いつまでたってもなかなかということもありますので、私どものほうで、きょういただいたご意見等を踏まえて、何となくこのようなものはいかがですかという案の案のようなものを一度お示しして、それを再度たたいていただくという作業を繰り返していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(池田区政課長) それでは、そのお時間を頂戴するということで、次回の開催日は未定ということでご了解いただきたいと思います。

それでは、審議会規則第7条第1項に基づきまして、本会議結果につきましては、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会にご報告させていただきたいと思っております。

## 5. 閉 会

○事務局(池田区政課長) それでは、これで第1回女性の防犯検討会議を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

以 上